

留学生をアルバイト雇用されている  
事業者の責任者各位

学校法人 東京滋慶学園  
東京バイオテクノロジー専門学校  
事務局長 居関 晓昌

## アルバイト（資格外活動）に関する就業時間ルールの徹底のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は当校の留学生が御社にてアルバイトスタッフとしてお世話なり、誠にありがとうございます。

当該の学生は日本での留学を目的とした在留資格（留学ビザ）にて、出入国在留管理庁より日本への在留が認められております。

そして、在留期間中は学生としての本文である勉学により集中する環境を第一優先とするため、学校時間外におけるアルバイトについては出入国在留管理庁の承認を得た者に対し、以下の条件の範囲内で行なうことが法律で定められております。

万一、規則に反した場合は、留学生の在留資格の取り消し（国外強制退去）に留まらず、雇用主に対しても法的な罰則が強化されております。

どうか、留学生の就業に関する規則をご理解の上、勤務に対するご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

### 【留学生の資格外活動における就業に関する規則】

1. 資格外活動の許可を得ることなく就労することを禁止とする。
2. 1週間の就業時間は28時間以内とする。

※学則が定める長期休暇期間については1日8時間以内とする。

### 【2025年度冬季休暇期間】

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ■バイオテクノロジー科4年制 | 2025年12月23日～2026年1月7日 |
| ■バイオテクノロジー科3年制 | 2025年12月23日～2026年1月7日 |

3. 留学生が複数のアルバイトを掛け持ちしている場合は全てのアルバイト合算時間が上記2の範囲内とする。
4. 法律で認められていない場所での就労は禁止とする。

（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター、キャバレー、スナックなどの風俗関連の業種）

以上

### 【本件照会先】

東京バイオテクノロジー専門学校 事務局 (担当:内沢・孫) TEL: 03-3745-5000